

6月27日は「零細・中小企業デー」。小回りが利く零細・中小企業にはユニークな福利厚生があります。例えば、兵庫県で美容室を展開する「チカラコーポレーション」の「失恋休暇」。失恋を上司に口頭で報告すると、20代前半で1日、20代後半で2日、30代以上は3日、心を癒す時間として休暇を取得できるそうです。

いどばた散歩道

いっしょに歩こう

地域の事業者様 応援サイト

<http://www.pc-kaikei.net/>



photo.jp - 64866283

ゴールデンウィーク以降の感染者の推移が気になるようになってきましたが、前週を下回る傾向にあり、世の中も経済を回すことにシフトしていきつつあるようです。引き続き、感染防止策を徹底しながら経済活動を行い、各地域に徐々ににぎわいが戻ってくればいいですね。

痛快! えだまめ君

画: さおり



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【事業用資産の買い換え特例について】

例えば、個人が土地建物を譲渡して利益が出たときは譲渡所得税が発生します。しかし一定の要件を満たす場合は、この利益の一部を将来に繰り延べることができます。つまり今、納税すべき税金を先延ばしすることができるのです。これを「事業用資産の買い換えの特例」といいます。当然のことながら、決して税金がゼロになると



ということではありません。この特例が適用されるための要件はかなり複雑で、組み合わせも多いため概要をつかむことが肝要です。まず譲渡する資産については、譲渡の日の属する年の1月1日現在に所有期間が10年を超える、国内にある事業用の土地や建物などであること。一方、買い換える資産については、国内にある土地や建物などで、土地の場合には300平方メートル以上であること。買い換える土地が売る土地の面積の5倍以内であること。購入してから1年以内に事業に使うことなどです。この特例の適用を受けると、売った金額に20%の割合を掛けた額を収入金額として譲渡所得の計算を行います。例えば、仮に1000万円の利益が出る譲渡があった場合、80%の800万円分の税金は将来に繰り延べられて、残りの200万円にのみ税金がかかります。この特例は要件が複雑なため、色々な点で事前に検討が必要になります。詳細についてはお気軽にご相談ください。

365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

今月の商売のヒント : 【学びは場所を選ばず】

お店や会社などのトイレに名言が貼ってあると、つい読んでしまいます。聞いたことのある言葉でも、一人の空間でリラックスしているせいか、妙に心に沁みたりします。

ここ最近、困難を乗り越えるための心構えを説いた言葉に出会うことが増えました。印象に残っているのは『安岡正篤 活学一日一言』の言葉です。「世に知者は多いが、時を知ること。難を知ること。命を知ること。退を知ること。足るを知ること。五知を養い得て、始めて能(よ)く難局に当ることができる」。宋(そう)の賢人・李縉(りえき)の『五知先生伝』からの引用だそうです。

SBIホールディングスの北尾吉孝社長も、自著の中で「能(よ)く難局を乗り越えるために」と題して「五知」について書かれていました。「時を知る」とは、タイミングを逃さず、時には時流を捉え、臨機応変に対応することが大事であるということ。「難を知る」とは、難局を乗り切るための策を常に考えて行動し、最悪の状況に備えておくこと。「命を知る」とは、日頃の仕事の中で自分の能力や強みを知り、自分の生かし方を模索して自らを開拓していくこと。「退を知る」とは、退くべきときに退く勇気を持つこと。前向きに攻めることも大事ですし、守りを固めることも同じくらい大事であるという意味です。「足るを知る」とは、今の自分にはないものを探さず、今あるもの、与えられているものを探し、それらを生かし、感謝しながら歩いていくこと。単に知識を得るのではなく、この「五知」を養い得て、はじめて難局に立ち向かえるというわけです。



この貼り紙を見かけたのは何度か行ったことのある飲食店でした。コロナの前にはなかったと記憶しているので、ここ2年ほどの間に貼られたのでしょう。

このお店が直面した難局はどれほどのものだったのか。どんな気持ちでこれをトイレに貼ったのか。同じく商売を営む身として、見ず知らずのオーナーにエールを送りたいと思いながら、席に戻ったのでした。

トレンドを斬る!

「お手伝い」と「旅」を合わせた「おてつたび」は、人手不足で困っている地方の事業者と、その土地に滞在し短期的に働き

手となる人をつなぐサービスです。参加者は季節的な繁忙期にある農家や旅館などで手伝いをし、報酬を旅費にあてて暮らすような旅で、その土地の魅力を体験します。受け入れ先は47都道府県に及び、全国津々浦々に人が訪れる流れをつくっています。未知の土地が自分にとっての特別な地域となる、日本の隅々まで交流を促すプロジェクトです。



今月のお知らせ

「適格請求書等保存方式」について

令和5年10月1日より始まる「適格請求書(インボイス)」制度。順次、適格請求書発行事業者登録を進めていますが、取引先より登録の要請がある方や、登録を検討されている方はご相談ください。

柳田会計事務所

〒671-2579

兵庫県宍粟市山崎町門前 19-7

電話：0790-62-8881 FAX：0790-62-8885

URL：<http://www.yanagita.net>

MAIL：m-yanagita@nifty.com